○厚生労働省告示第二百八十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ、第二十一条第三号ヘ及び第二十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年八月二十日から適用する。

平成二十九年八月二十九日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 第１部～第17部　（略） 第18部　追　補　⑭ 内　用　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （あ） アメナリーフ錠200mg　200mg１錠　1,469.70 （お） オルミエント錠２mg　２mg１錠　2,694.60 オルミエント錠４mg　４mg１錠　5,223.00 （か） カナリア配合錠　１錠　300.30 （ひ） ビプレッソ徐放錠50mg　50mg１錠　71.00 ビプレッソ徐放錠150mg　150mg１錠　188.60 注　射　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （け） ケイセントラ静注用500　500国際単位１瓶（溶解液付）　35,004 ケイセントラ静注用1000　1,000国際単位１瓶（溶解液付）　65,225 （し） ジフォルタ注射液20mg　20mg１mL１瓶　89,632 （す） スピンラザ髄注12mg　12mg５mL１瓶　9,320,424	別表 第１部～第17部　（略） （新設）